

財団法人 鹿兒島大学援助会寄付行為

所 在 地

鹿兒島市郡元一丁目21番24号
鹿 兒 島 大 学 事 務 局 内

財団法人鹿兒島大学援助会

財団法人鹿児島大学援助会寄付行為

第1章 総 則

第 1 条 この法人は、財団法人鹿児島大学援助会と称する。

第 2 条 この法人は、事務所を鹿児島市郡元一丁目21番24号（鹿児島大学事務局内）におく。

第2章 目的および事業

第 3 条 この法人は、鹿児島大学における教育活動、研究活動、施設の拡充ならびに福利厚生に必要な援助を行い、もって教育、文化の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 鹿児島大学における教育研究活動に対する援助
2. 鹿児島大学における教育研究上の調査報告等の刊行
3. 鹿児島大学の施設、設備の整備充実のための援助
4. 鹿児島大学の職員および学生の福利厚生のための援助
5. その他この法人の目的を達成するために必要と認める事業

第3章 資産および会計

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. この法人の設立当初寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
2. 資産から生ずる果実
3. 事業に伴う収入
4. 寄付金品
5. その他の収入

第 6 条 この法人の資産を分けて基本財産および運用財産の2種とする。

基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

運用財産は、基本財産以外の資産とする。

寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するかあるいは定期預金として保管する。

第 8 条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部を処分し、または担保に供することができる。

第 9 条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生じる果実および事業に伴う収入その他の運用財産をもって支弁する。

第 10 条 この法人の事業計画および収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届けなければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第 11 条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後二箇月以内に、理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認をうけて、文部科学大臣に報告しなければならない。

この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年に繰り越すものとする。

第 12 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

第 13 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 4 章 役員、評議員および職員等

第 14 条 この法人に次の役員をおく。

理事 7 名以上 11 名以内（うち理事長 1 名）

監事 2 名または 3 名

第 15 条 理事および監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長を定める。

第 16 条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

理事長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。

第 17 条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

第 18 条 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

第 19 条 この法人の役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても評議員会および理事会の議決により、これを解任することができる。

第 20 条 役員は、無報酬とする。ただし、必要があると認めるときは、有給とすることができる。

第 21 条 この法人に評議員25名以上35名以内をおく。

評議員は、理事会でこれを選出し、理事長が委嘱する。

評議員には、第19条の規定を準用する。この場合には同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読みかえるものとする。

第 22 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第 23 条 この法人の事務を処理するため、幹事、書記およびその他の職員若干名をおく。

職員は、理事長が任免する。

職員は、有給とすることができる。

第 24 条 この法人に会長をおく。

会長は名誉職とし、鹿児島県知事を推戴する。

第5章 会 議

第 25 条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、随時理事会を招集しなければならない。理事会の議長は、理事長とする。

第 26 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

理事会の議事は、この寄付行為に別段の定がある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 27 条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

1. 事業計画および収支予算についての事項
2. 事業報告および収支決算についての事項
3. 不動産の買入れ、基本財産の処分および担保提供についての事項
4. その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

前2条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」とあるのは、「評議員会」、「理事」とあるのは、「評議員」と読みかえるものとする。

第28条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名が署名なつ印のうえ、これを保存する。

第6章 寄付行為の変更ならびに解散

第29条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数おのおのの3分の2以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。

第30条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数おのおのの4分の3以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第31条 この法人の解散に伴う残与財産は、理事全員の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を得て処分する。

第7章 補 則

第32条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この法人の設立当初の理事および監事は、次のとおりとする。

理事長	上	野	喜左衛門
理事	大	坪	静 夫
理事	望	月	止 才 郎
理事	高	岡	義
理事	福	田	得 志
理事	佐	伯	延 次 郎
理事	中	野	豊
監事	大	西	栄 蔵
監事	有	馬	純 次